

## 核物理研究センターセクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会規程

第1条 大阪大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程第13条第

1項の規定に基づき、核物理研究センター（以下「センター」という。）にセンターセクシュアル・ハラスメント防止・対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動の企画・実施に関すること。
- 二 センターの教職員及び学生に対するセクシュアル・ハラスメントに関する研修の実施に関すること。
- 三 セクシュアル・ハラスメント行為の事実関係の調査に関すること。
- 四 被害救済に関すること。
- 五 加害者に対する処分の必要の有無判定に関すること。
- 六 セクシュアル・ハラスメントの再発防止に関すること。
- 七 その他セクシュアル・ハラスメントの防止・対策に関すること。

第3条 委員会は、次の各号の掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 センターの教授
- 三 事務長
- 四 その他委員会が必要と認めた者

2 前項第四号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

第5条 大阪大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程第11条第1項の規定に基づき、部局相談窓口として、部局相談員を置く。

2 部局相談員は、委員会の推薦に基づき、センター長が指名した者をもって充てる。

3 部局相談員は、苦情相談に対応するとともに、当事者に対する助言等により当該問題を解決するよう努めなければならない。

4 部局相談員は、苦情相談の概要を委員会に報告するものとする。

第6条 委員会及び部局相談員は、セクシュアル・ハラスメントに関する対応に当たっては、当事者及びその他関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

第7条 委員会に関する事務は、庶務掛で行う。

附 則

この規程は、平成13年9月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。